

- 注意「石油ストーブ・ファンヒーターの取り扱い」…………… (1)
- 「強引な“海産物の電話勧誘販売”」にご注意!! …………… (2)
- sapo 之助のトピックス 特定商取引法が一部改正されました…………… (2)
- 消費生活センター相談窓口から…………… (3)
「ネットで見つけたアルバイト・副業」
- お知らせ…………… (4)
県消費生活センターのしごと
市町の消費生活相談窓口紹介



注意 「石油ストーブ・ファンヒーターの取り扱い」

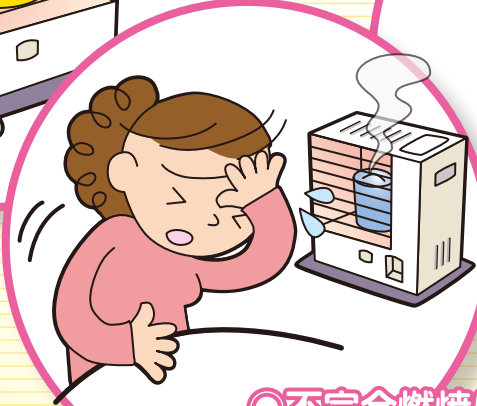
今年も寒い冬がやってきましたが、節電生活志向の高まりで、石油ストーブ、石油ファンヒーターを使用する家庭が増加し、誤使用や不注意で火災やケガ等の大きな事故が起こる可能性が高まっています。

製品を正しく安全に使用し、事故が発生しないよう注意しましょう。

○給油タンクから漏れた
灯油に引火



○上方に干した洗濯物が
落下し引火



○不完全燃焼による
一酸化炭素中毒

ワンポイント アドバイス

- 給油する際は、必ず消して下さい。また、カートリッジ式タンクの蓋は給油後、確実に締めたか確認してください。
- 洗濯物等をストーブの上部で乾かさないうでください。また、燃えやすいものを近くに置かないでください。
- 一酸化炭素中毒防止のため、定期的に換気をしてください。

出典：(独)製品評価技術基盤機構(NITE)より

強引な“海産物の電話勧誘販売”にご注意!!



~不要だと断ると恫喝された~
どうかつ

「カニを買わないか」「カニは好きですか」などと電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたりするという相談が最近連続して県消費生活センターに寄せられています。また、カニに限らず、イクラやサケ、ホタテなどの海産物に関する相談も見られます。



主な相談事例

- *電話勧誘があり、「お金がない」と断ったところ、
「何で断るのか、常識がない」などと恫喝された。…………… **恐怖を感じた。**
- *「魚は好きか」と聞かれ勝手に商品が送られて来た。…………… **受け取りたくない。**
- *ホタテやタラコが送られて来た。断っても何度も勧誘してくる。… **約束を守ってくれない。**

ワンポイント アドバイス

- 必要がなければ、「いいません」「必要ありません」ときっぱり断る。
脅された場合は、警察へ相談する。
- 一方的に送りつけられても、「承諾」の意思表示をしていなければ、契約は成立していないので、商品の受け取りや支払いの義務はありません。
勝手に送られてきたものは安易に受け取らない。
- 電話勧誘で承諾して商品が届いた場合、食品であってもクーリング・オフすることができます。
- トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センター等に相談すること。

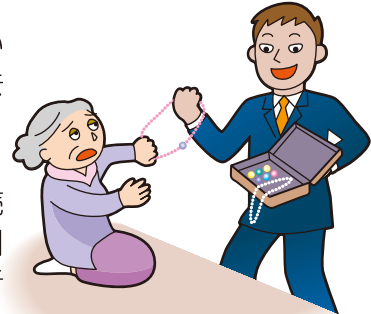


特定商取引法が一部改正されました。

~貴金属等の訪問購入のトラブルに対応~

近年、突然自宅を訪問し貴金属等を強引に安く買い取っていく「訪問購入」のトラブルが急増しており、去る8月10日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(特商法)が成立し、8月22日公布されました。

現行の特商法は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引の6つの取引形態でしたが、これに「訪問購入」が追加され、売主である消費者はクーリング・オフができるようになりますとともに、期間中は物品の引き渡しを拒絶できるようになります。また、原則すべての物品を規制対象とすることや、売買契約の締結について、勧誘の要請をしていない者への勧誘の禁止等消費者保護に一層配慮したものになっています。



施行は公布から半年以内となっています。

なお、詳しい改正内容は、消費者庁HP(<http://www.caa.go.jp/>)をご確認ください

消費生活センターの相談窓口から

『ネットで見つけたアルバイト・副業』 —本当に収入があるの?—

相談事例

携帯サイトでアルバイトを捜していたら「ウェブサイトやメルマガへ商品のPR文を考える仕事」「誰でもできる、1日30分の作業、時給980円、月10万円可能」とありメールで申し込んだ。すると事業者から電話があり仕事の内容を説明され、指示通り身分証と雇用契約書をファックスした。2か月間2万円ほどの収入があったが、事業者から*アフィリエイトの宣伝文の評判が良いので、自分のHPを作れば販路が広がりもっと収入になると勧められた。HP作成には300万円かかるが事業者が半分は出すので、学生ではなく契約社員と偽って消費者金融から借りるように言われた。結局、40万円しか借りられず残金は免除された。しかし、説明通りの収入はなく借金の返済だけ残った。事業者に相談したところ何かの書類にサインさせられ、数万円だけ返金されたがその後は個人的にサポートすると言ったのに連絡もない。返金して欲しい。

20代 女性 学生



センターの対応

事業者は労働契約と主張しましたが、弁護士は特定商取引法の業務提供誘引販売契約に当たるとの意見でした。相談者は経過など返金を求める書面を通知しました。法的根拠として業務提供誘引販売の書面交付がないことから契約解除と、月10万円は必ず儲かる、借金も楽に返すことができるとの説明は事実でなかったことから特定商取引法並びに消費者契約法の不実告知・断定的判断の提供に当たるとして契約取り消しを主張しました。センターから事業者に連絡したところ、すでに労働契約は解除され和解が成立しており返金はできないとのことでした。契約社員と嘘の申告をさせ消費者金融から借金させたことは悪質であること、和解書の内容を理解しないままサインしたことなどを説明して交渉しましたが、事業者は経営難を理由に数万円の追加返金に応じただけでした。

消費者へのアドバイス

今春社会人、大学生になられる方また、在宅での仕事などをお探しの方は、このような勧誘には十分気をつけて下さい。収入を得るところかいきなり多額の借金を抱えることになります。*アフィリエイトで高額収入を得る人はごく少数に限られます。「簡単な仕事」「わずかな時間」で「誰でもすぐに始められる」などの説明を鵜呑みにして契約するのはとても危険です。他にもインターネットショップオーナーになるための開設費用を何10万円も前払いさせるなどの事例もあります。仕事をする前に多額の負担金がある場合は特に内容を確認し慎重にしましょう。インターネット情報を参考にされることも多いかと思いますが、ネット情報には真実ばかり掲載されているとは限りません。検索しているうちに二次被害(もっと収入をあげるようにしてあげるなど)に巻き込まれてしまうことや、副業サイトと思って登録したつもりが悪質な出会い系サイトだったために、高額なクレジット決済をしてしまったという事例もありますので十分ご注意ください。

*アフィリエイト(affiliate)とは、自分のブログなどに広告を掲載し、広告を見たブログ読者が、そのブログサイトを經由して契約をしたら、広告報酬がブログサイト運営者に支払われるというシステムです。

お知らせ

○県消費生活センターのしごと

県消費生活センターのしごとをご存知ですか？

県消費生活センターは、主に次の3つのしごとをしています。

① 消費生活と苦情相談

○専門の消費生活相談員が、お金、契約のトラブルをはじめ商品の安全に関する相談・苦情等をお受けし、解決のお手伝いをしています。無料です。

平成23年度は、3,748件の苦情・相談がありました。

② 消費者教育と啓発

○消費者トラブルの未然防止、自立した賢い消費者を育成するため、県内各地に講師を派遣して出前講座を行っています。

○情報誌「暮らしの情報」、ホームページ「ながさき消費生活館」等により情報提供しているほか、テレビ、ラジオ、新聞等により啓発を図っています。

平成23年度は、合計106回、延べ8,082人の方に講座を聴いていただきました。

③ 商品テスト

○消費者の商品選択の目安となる情報提供、苦情(相談)の原因究明、商品に関する科学的な知識を養う各種の商品テストを行っています。

平成23年度は、7件のテストを行うとともに87件の情報提供を行いました。



消費生活トラブルでお困りの方は、お住まいの消費生活センターまたは市町相談窓口まで

★市町の消費生活相談窓口

| 市 町 | 相談窓口 | 電 話 | 市 町 | 相談窓口 | 電 話 |
|------|----------|--------------|-------|----------|--------------|
| 長崎市 | 消費者センター | 095-829-1234 | 雲仙市 | 消費生活センター | 0957-38-7830 |
| 佐世保市 | 消費生活センター | 0956-22-2591 | 南島原市 | 消費生活センター | 0957-82-3010 |
| 島原市 | 消費生活センター | 0957-62-9100 | 長与町 | 地域政策課 | 095-883-1111 |
| 諫早市 | 消費生活センター | 0957-22-3113 | 時津町 | 産業振興課 | 095-882-2211 |
| 大村市 | 消費生活センター | 0957-52-9999 | 東彼杵町 | まちづくり課 | 0957-46-1111 |
| 平戸市 | 市民課 | 0950-22-4111 | 川棚町 | 総務課 | 0956-82-3131 |
| 松浦市 | 商工課 | 0956-72-1111 | 波佐見町 | 商工振興課 | 0956-85-2111 |
| 対馬市 | 観光物産推進本部 | 0920-53-6111 | 小値賀町 | 産業振興課 | 0959-56-3111 |
| 壱岐市 | 観光商工課 | 0920-44-6111 | 佐々町 | 産業経済課 | 0956-62-2101 |
| 五島市 | 消費生活センター | 0959-72-6144 | 新上五島町 | 総合窓口課 | 0959-53-1111 |
| 西海市 | 安心安全課 | 0959-37-0011 | | | |

★長崎県消費生活センター(食品安全・消費生活課)

長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

TEL 095-824-0999 FAX 095-828-1014



この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/